

第4回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年7月31日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室

3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員  
4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員  
7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員  
10番 佐藤 裕司委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員  
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員  
18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員  
21番 成田 俊英委員

(以上 19名)

4. 欠席委員 11番 松下 裕幸委員 17番 山崎 一彦委員

(以上 2名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美

(以上 5名)

会議録署名委員の指名 7番 浅野 徳昭 委員  
8番 熊坂 隆雄 委員

会期決定について 平成27年7月31日 (1日)

6. 議事日程 会務概要報告

報告第 9号 農地法第18条第6項の通知について  
報告第10号 農地法第3条の3第1項の届出について  
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第23号 農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について  
議案第24号 農地利用集積円滑化事業既定の変更に係る意見聴取について

議長  
野村会長

それではお時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。  
ただいまより、第4回釧路市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席者は19名です。  
議事録署名人に7番、浅野徳昭委員、8番、熊坂隆雄委員を指名しますので、よろしく願いいたします。  
なお、会期は本日7月31日の1日といたします。  
それでは、会務報告と報告2件について、事務局よりお願いします。

事務局  
坂井事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書2ページをご覧ください。  
この会務報告を一通り報告させて頂いた後に、7月14日、15日、札幌で開催の事務局長会議での話を少し報告させていただきます。  
それでは会務を報告いたします。  
(別紙会務概要報告を読み上げ、その後事務局長会議の報告がされた。)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告の内容に関して何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは報告案件が2件ございますので、最初に報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告ください。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書の3ページにございます報告9号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。  
農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。  
今回、阿寒地区で1件の通知がありましたので報告します。  
議案書4ページの表の1番は、                    が所有する、                      
                    、外2筆、合計                     ㎡の畑について、                    との間で、平成27年7月21日に合意解約を行い、同日に通知がありました。  
資料は5ページ、6ページとなっております。  
以上、合意解約について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて報告第10号「農地法3条の3第1項の規定による届出」について報告をしてください。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書7ページ目の報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、阿寒地区で1件の届出がありました。

本件は、先ほどの報告第9号での[ ]と[ ]との農地賃貸借の合意解約の土地も含まれております。

議案書8ページ目の表の1番は、被相続人、[ ]が所有していた、[ ]他17筆、現況地目が採草放牧地他である合計[ ]m<sup>2</sup>の農用地を、相続人、[ ]が平成26年12月15日、相続により所有権を取得したことにより、平成27年7月21日に[ ]からその旨届出があり、平成27年7月24日に受理書を発行いたしました。

以上1件報告いたします。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議を行います。  
議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたしますので、事務局から提案してください。

事務局  
阿部次長

それでは9ページでございます、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案いたします。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や、農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

議案書の10ページから28ページに資料がございますが、今回、阿寒地区で2件、音別地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧頂きたいのですが、まず始めに、議案書の10ページ表の1番でございますが、[ ]が所有する[ ]

の1筆、㎡の農用地を、に、許可の日から3年間、使用貸借による利用権の設定を行うものであります。

次に、議案書の10ページの表の2番は、先ほど報告第10号で相続、報告第9号で合意解約の報告を行いました、が所有する、他9筆、合計㎡の農地について、許可の日から5年間、との間で賃貸借による利用権の設定を行うものであります。

議案書11ページの表の3番は、が所有する、他31筆、合計㎡の農用地について、後継者であるに経営移譲のため、許可の日から10年間、使用貸借により利用権の設定を行うものであります。

議案書12ページの表の4番は、が所有する、他1筆、合計㎡の農用地について、経営規模拡大を目指すへ円で売買による所有権移転を行うものであります。

以上、4件の農地法第3条の規定による許可申請についてご審議を頂きたく、ご提案をいたします。

議長  
野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」についての1番と2番について、調査委員長の稲場委員に報告を求めます。

委員  
稲場委員

議案第21号の1番及び2番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

1番の申請の内容は、が所有者となっている農用地について、が経営規模拡大のため、同氏との間で使用貸借するものであります。

また、2番の申請の内容は、が所有者となっている農用地について、が経営規模拡大のため、同氏との間で賃貸借するものであります。

この2件について、平成27年7月22日、阿寒地区農業委員3名及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地については今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

2番については、が議事参与の制限を受けることとなりますが、本日、欠席のため、このまま1番と2番を一括審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番については原案のとおり決定いたします。

次に、3番と4番について、調査委員長の吉田委員に報告を求めます。

委員  
吉田委員

■■■■■及び■■■■■の使用貸借に係る、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

平成27年7月21日、音別地区農業委員6名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、■■■■■の所有地を使用貸借により、■■■■■に貸付して経営移譲するものであり、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、■■■■■及び■■■■■の売買に係る農地法第3条の規定による許可申請について報告致します。

平成27年7月21日、音別地区農業委員5名及び事務局2名により現地調査を行い協議いたしました。

申請の内容は、譲受人である■■■■■の経営規模拡大に必要な土地であり、今後当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長  
野村会長

それでは、3番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番については原案のとおり決定いたします。

次に4番を審議しますが、■■■■■に関わる案件で、議事参与の制限がござい

ますので、[ ]は退室して下さい。

( [ ]退室)

議長  
野村会長

それでは4番について、審議いたします。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番については原案のとおり決定いたします。  
[ ]は入室して下さい。

( [ ]入室)

議長  
野村会長

4番については原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。  
事務局より説明してください。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書の29ページ目でございます、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明をいたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

資料が、議案書30ページから58ページにございますが、今回の農用地の利用集積計画は、阿寒地区で賃貸による利用権の設定が3件、音別地区で賃貸による利用権の設定が10件、売買による所有権の移転が1件ございます。

お手元に配布しております「農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書」も併せてご覧下さい。

まず、議案書30ページの表の1番目ですが、[ ]が所有する、[ ]、の1筆、[ ]㎡の農用地について、[ ]に年間[ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

次に、議案書30ページの表の2番目ですが、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書30ページの表の3番目は、[ ]が所有する、[ ]、他1筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書31ページの表の4番目は、[ ]が所有する、[ ]、他4筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書31ページの表の5番目は、同じく、[ ]が所有する、[ ]、他1筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書31ページの表の6番目は、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書31ページの表の7番目は、[ ]が所有する、[ ]の1筆、[ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書32ページの表の8番目は、同じく、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書32ページの表の9番目は、[ ]が所有する、[ ]、他4筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書32ページの表の10番目は、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

議案書33ページの表の11番目は、[ ]が所有する、[ ]、他5筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、同氏の代理人でありませぬ、農地利用円滑化団体である鉏路市と、[ ]で賃貸借契約を結んでおりますが、[ ]が[ ]に経営移譲することに伴い、賃借人を[ ]に変更して、年間 [ ]円で当初設定した平成29年2月24日まで継続するものです。

議案書33ページの表の12番目は、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、同氏の代理人でありませぬ、農地利用円滑化団体である鉏路市と、[ ]で賃貸借契約を結んでおりますが、[ ]が[ ]に経営移譲することに伴い、賃借人を[ ]に変更して、年間 [ ]円で当初設定した平成30年1月31日まで継続するものです。

議案書33ページの表の13番目は、[ ]が所有する、[ ]、他3筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、同氏の代理人でありませぬ、農地利用円滑化団体である鉏路市と、[ ]で賃貸借契約を結んでおりますが、[ ]が[ ]に経営移譲することに伴い、賃借人を[ ]に変更して、年間 [ ]円で当初設定した平成29年2月24日まで継続するものです。

議案書34ページの表の14番目は、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ] $\text{m}^2$ の農用地について、同氏より売買のあつせん申し出があ

り、5月11日に音別地区であっせん委員会を開催した結果、[ ]円で[ ]  
[ ]にあっせんが決定したものでございます。

以上、14件の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、農用地の利用集積計画の決定について審議いたしますが、5番と7番は[ ]の親族に関する事案であることから、議事参与の制限がございますので、1番から4番、6番、8番から14番を先に審議し、次に5番と7番を審議いたします。

それでは、1番から4番、6番、8番から14番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番、6番、8番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から4番、6番、8番から14番については原案のとおり決定いたします。

次に、5番と7番を審議いたしますので、[ ]は退室してください。

([ ]退室)

議長  
野村会長

それでは、5番と7番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番と7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。



(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番と7番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室してください。

(■■■■■入室)

議長  
野村会長

5番と7番については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について」事務局より説明して下さい。

事務局  
坂井事務局長

議案書の59ページになります、議案23号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について説明致します。

農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該農業生産法人が農業生産法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回3件の報告がありました。

先ず1件目ですが、鶴居にあります有限会社八丸八ファームで、平成27年3月の決算期終了後の報告であります、報告は期限内に報告があったものです。

2件目は、阿寒地区の有限会社長村牧場で、平成26年12月の決算期終了後の報告であります、これは要請により報告があったものです。

3件目は、同じく阿寒地区にある有限会社阿寒グリーンヒルファームで、平成26年12月の決算期終了後の報告であります、これも要請により報告があったものです。

農業生産法人の報告につきましては、60ページにその内容を取りまとめてあります。

以上の3件の農業生産法人について、報告の提案をいたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

ただいま事務局から報告がありました、議案第23号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について審議いたします。

では1番から3番について、事務局より説明してください。

議案書の60ページ、1番の有限会社八丸八ファームについては、農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

次に2番の有限会社長村牧場についても、農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

次に3番の有限会社阿寒グリーンヒルファームについても、農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

以上で報告の説明を終わります。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、1番から3番の農業生産法人報告について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案23号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案23号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番から3番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第24号「農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る意見聴取」について事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

農業経営基盤強化促進法では、市町村は農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程の制定、変更、廃止について承認しようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならないこととなっております。

今回、農地利用集積円滑化団体であります、阿寒農業協同組合代表理事組合長野村宏氏より、釧路市長宛に「農地利用集積円滑化事業規程変更承認申請書」の提出があり、釧路市長から釧路市農業委員会会長宛に意見書の提出の依頼がございました。

写しを議案書と一緒に送りましたので、ご覧下さい。

写しの中で、横長のページが新旧対照表となっております。

農地中間管理事業の発足に伴い「農地保有合理化事業」及び「農地保有合理化法人」等の文言が「農地中間管理事業」及び「農地中間管理機構」等の文言に置き換えられております。

この変更申請の内容について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から提案のありました、議案第24号「農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る意見聴取」について審議をいたしますが、阿寒農業協同組合に係る案件ですので、                    、                    、                    は議事参与の制限に当たりま

すので、退室して下さい。

( [redacted]、 [redacted]、 [redacted] 退室)

議長  
野村会長

それでは、審議いたします。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので採決いたします。  
議案第24号「農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る意見聴取」の申請内容について適正であり、異議がない委員は挙手お願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

異議なし、総数と認め、原案のとおり決定致します。  
[redacted]、 [redacted]、 [redacted] は入室して下さい。

( [redacted]、 [redacted]、 [redacted] 入室)

議長  
野村会長

議案第24号「農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る意見聴取」については、申請内容について適正であり異議なしと認める意見書を釧路市長宛に提出することと致します。

以上で本日の議案は全て終了しました。  
この後、事務局から連絡事項等があるそうですが、その他、何かありませんか。  
なければ、本日の総会を閉会致します。  
ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年7月31日

議長 野村 照一 明

署名委員 浅野 徳昭

署名委員 熊坂 隆雄